

西東京市子ども条例に基づく取り組み

～副読本等の制作と市民講座の実施～

西東京市子ども条例に基づき設置した子ども相談室等の愛称が決定しました。

本市では、西東京市子ども条例についての理解を深めていただくため、副読本及び広報冊子（以下「子ども条例副読本等」という。）を制作します。

また、広報冊子を活用して市民講座を開催し、市民の皆様と一緒に子どもの権利とは何かを考えます。

1 愛称について

子ども相談室と子どもの権利擁護委員を子どもに周知し、身近で利用しやすい場所にするため、子どもたちに愛称をつけてもらいました。市民まつりのセレモニーで、決定した愛称を応募した中学校生徒会の皆様を表彰しました。

(1) 子ども相談室：ほっとルーム（青嵐中学校生徒会）

(2) 子どもの権利擁護委員：CPT（田無第一中学校生徒会）

(children protect team の頭文字で、「子どもの笑顔を守るため」という思いが込められています。)

2 子ども条例副読本等の制作について

(1) 副読本（A4版・フルカラー印刷・表紙含み 20 ページ 作成部数は約 2,000 部）

小学6年生の授業で使用するため、学習指導要領や、どの科目で扱うかなどについては教育委員会と連携。内容については、大学ゼミのフィールドワークとして大学生が携わり、子どもの権利擁護委員等が監修。鉛筆等でも書き込みやすい用紙を使用します。

(2) 広報冊子（A4版・1色印刷・表紙含み 16 ページ 作成部数は約 8,000 部）

中学生をはじめ、保護者を含む市民の皆様にご利用していただきます。

① 中学校で実施する子ども条例に関する道徳地区公開講座や土曜公開授業等、副読本として使用。同講座等に参加する保護者等にも資料として配布します。

② 子ども条例市民講座等の資料とするなど、様々な機会に活用します。

(3) 制作時期と活用開始時期 制作時期 令和元年7月から12月まで

活用開始 令和2年1月から

3 子ども条例市民講座 みんなで考える「子どもの権利」

(1) 日程・場所 令和2年2月1日（土）午後1時から コール田無 多目的ホール

(2) 内 容 代表子どもの権利擁護委員による基調講演とシンポジウム

そのほか、子ども条例副読本等の制作にかかわった学生による、副読本制作にかかる取り組み報告等も予定

【問い合わせ先】 子育て支援部 子育て支援課（TEL：042-439-6645）

子ども条例市民講座 みんなで考える「子どもの権利」

西東京市子ども条例の施行から1年4か月、子ども相談室が開設されて6か月、これまでの歩みを振り返り、今なぜ子どもの権利なのか、子どもの相談・救済機関の果たすべき役割とは何なのか、先進市の取り組みに学びながら、子どもたちが安心して暮らせる地域をつくり、困った時に相談できる子ども相談室 ほっとルームのあり方を展望する。

日 時

令和2年2月1日(土) 午後1時から午後4時15分まで

場 所

コール田無 多目的ホール

内 容

第一部 大学ゼミの学生によるリレースピーチ
「学生がこれだけは伝えたい子ども条例」

第二部 基調講演とシンポジウム
みんなで考える「子どもの権利」

【講 師】

○基調講演

西東京市子どもの権利擁護委員(CPT)代表 野村 武司 氏

○シンポジウム

コーディネーター 野村 武司 氏

シンポジスト 世田谷区子どもの人権擁護委員

国立市子どもの人権オンブズマン

西東京市子どもの権利擁護委員(CPT)

井利 由利 氏

谷川由起子 氏